

# 行政の焦点

## 社内運動会等の災害の業務上外認定について

社内運動会等、運動競技に伴う災害の業務上外の認定について解説します。

運動競技に伴う災害の業務上外の認定については、他の災害と同様に、運動競技が労働者の業務行為又はそれに伴う行為として行われ、かつ、労働者の被った災害が運動競技に起因するものである場合に業務上と認められるものであり、運動競技に伴い発生した災害であつても、それが恣意的な行為や逸脱した行為等に起因する場合には業務上とは認められません。ここでいう「業務行為又はそれに伴う行為」とは、運動競技会において

競技を行う等、それ自体が労働契約の内容をなす業務行為はもとより、業務行為に付随して行われる準備行為等、及びその他出張に通常伴う行為等労働契約の本旨に則つたと認められる行為を含みます。また、ここでいう「業務行為」とは、以下の要件を満たすものです。**(1)運動競技会出場に伴う災害について**労働者の運動競技会出場については、以下に掲げる要件のいずれをも満たすこと。

扱われるものであること。**(ロ)運動競技会出場に関して、必要な旅行費用等の負担が事業主により行われ(競技団体等が全部又は一部を負担する場合を含む)労働者が負担するものではないこと。**なお、労働者が個人として運動競技会に出場する場合において、上記(イ)及び(ロ)の要件を形式上満たすにすぎない場合には、事業主の便宜供与があつたものと解されることから「業務行為」とは認められないものであること。**ロ、事業場内の運動競技会(注2)**(イ)運動競技会は、同一事業場又は同一企業に所属する労働者全員の出場

を意図して行われるものであること。**(ロ)運動競技会当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合には欠勤したものとして取り扱われること。****(2)運動競技の練習に伴う災害について**労働者が行う練習については、上記(1)のイに掲げる要件に加え、事業主が予め定めた練習計画に従って行われるものであること。なお、ここでいう「練習計画」は、**①練習にかかる時間、場所及び内容が定められていることが必要であること。****②事業主が予め認めた範囲内において、労働者に当該練習計画の変更についての裁量を与えられているものであつても、これに該当するものであること。**したがって、練習計画とは別に、労働者が自らの意思で行う運動は、ここでいう「運動競技の練習」には該当しないものであること。

※注1 Ⅱ「対外的な運動競技会」とは例えば、労働者が所属する事業場の代表選手としての出場する、事業場間の対抗競技大会や所属する企業の代表選手として出場する実業団競技大会等の企業間対抗競技大会のほか、日本代表選手として出場するオリンピック競技大会等の国際的競技大会や各都道府県代表選手として出場する国民体育大会等の全国的競技大会が該当します。  
※注2 Ⅱ「事業場内の運動競技会」とは同一事業場や同一企業に所属する労働者等が出場する運動競技会をいいわゆる「社内運動会」が該当します。  
〈準備運動をしつかり行い「けが」のないように!!〉